

郵便局会社に係る省令事項説明資料 ＜ 郵便局株式会社法第 5 条関係 ＞

郵便局の設置に関する基準

平成 1 8 年 5 月 1 7 日
総務省

郵便局の設置に関する基準(郵便局株式会社法第5条)

郵便局株式会社法(第5条)

- 総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

基準を省令に委任

郵便局株式会社法施行規則(仮称)案

- 1 過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置するものと規定。
 - 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
 - 二 いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置されていること。
 - 三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 2 過疎地の定義として、
過疎地域、離島地域(沖縄の離島、奄美群島、小笠原諸島を含む)、半島地域、山村地域を対象とすることを規定。
- 3 過疎地以外は、上記1の一～三の基準により設置するものと規定。

過疎地域等について

（１８年４月１日現在）

	目的	地域指定要件	対象地域
過 疎 地 域 (過疎地域自立促進特別措置法)	・ 過疎地域の自立促進 ・ 住民福祉の向上 ・ 雇用の増大 ・ 地域格差の是正	・ 人口減少率 ・ 高齢者比率 ・ 若年者比率 ・ 財政力指数	7 3 9 市町村
離 島 地 域 (注) (離島振興法)	・ 離島の自立的発展の促進 ・ 島民の生活の安定及び福祉の向上 ・ 国民経済の発展及び国民の利益の増進	・ 本土との最短航路距離等	7 6 地域 (1 1 1 市町村)
半 島 地 域 (半島振興法)	・ 半島地域の振興 ・ 地域住民の生活の向上 ・ 国土の均衡ある発展	・ 二以上の市町村、一定の規模 ・ 公共的施設整備水準 ・ 産業開発度等	2 3 地域 (1 9 8 市町村)
山 村 地 域 (山村振興法)	・ 山村における経済力培養 ・ 住民の福祉の向上 ・ 地域格差の是正 ・ 国民経済の発展	・ 林野率 ・ 人口密度等	2 , 1 0 4 地域 (7 5 5 市町村)

(注) 離島地域は、離島振興法による離島。郵便局の設置基準上の「離島地域」は、このほか、沖縄特別措置法による沖縄の離島、奄美群島、小笠原諸島を含めたもの。

郵便局の設置に関する国会答弁

○ 平成17年8月2日 参議院・郵政民営化に関する特別委員会における小泉総理大臣答弁〔抜粋〕

この法案においては、郵便局のネットワークをしっかりと維持し、国民の安心、利便を守りながらこの資産を十分活用するという配慮をしたところであります。

具体的には、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することを法律上義務付け、さらに省令における具体的な設置基準として、特に過疎地について、法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることを規定することとしているところでございます。（中略）

郵便局ネットワークを国民の資産として守って、万が一にも国民の利便に支障が生じないようにしていきたいと考えております。

○ 平成17年10月7日 衆議院・郵政民営化に関する特別委員会における竹中大臣答弁〔抜粋〕

過疎地につきましては、法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持するということを申し上げたところでございますが、加えまして、地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること、これが第一。第二、いずれの市町村についても一以上の郵便局が設置されていること、そして第三に、交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されている、そういう基準を定めることを考えております。

過疎地の定義でございますけれども、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域、離島振興法の離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法に定められる離島、奄美群島、小笠原諸島、半島振興法の半島振興対策実施地域、山村振興法の振興山村を定める考えでございます。

また、都市部におきましても、先ほどの三つの基準、地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること云々という基準が適用されるわけでございます。

そのような措置によりまして、万が一にも国民の利便に支障が生じないように十分に配慮して、この大切な郵便局のネットワークを国民の資産としてしっかりと維持していきたいと考えております。